スリーエム ジャパングループ **調達基準書**

2017年9月1日 Ver. 5.21

スリーエム ジャパン グループ

- 目 次 -

	表紙~目次	•••	1
I.	はじめに	•••	3
Ι.	調達時に於ける提出必要書類	•••	5
҆.	生産材調達ガイドライン		
3	8-1 調達についての基本的姿勢	•••	6
3	8-2 原材料および外部調達製品の調達に関する基準		6
3	8-3 包装材料の調達に関する基準		7
3	3-4 生産補助材料の調達に関する基準		9
IV.	非生産材調達ガイドライン		
2	1-1 調達についての基本的姿勢	•••	11
2	1-2 商品選択の原則	•••	11
2	1-3 対象品目一覧	•••	13
٧.	付属資料のご案内	•••	14
VI.	調達基準適用 スリーエムジャパングループ会社名	•••	14
WI.	改訂履歴	•••	15

弊社は、1998年に「環境方針」を制定し、地球環境を尊重するという企業理念の もと、あらゆる事業活動を通し、継続的な改善、努力を実践してまいりました。

- この「環境方針」(2010年5月1日 改訂版)では、
 - 1. 自社が原因となる環境の汚染と保護の問題は、自らの手で解決する。
 - 2. 持続可能な環境を実現する製品を開発する。
 - 3. 環境汚染は、可能な限り発生源で予防する。
 - 4. 最適な製造活動、再利用およびその他の適切な方法により資源の使用を 節減する。
 - 5. 施設および製品を全ての法規則に確実に適合させる。
 - 6. 可能な限り、環境保全活動に携わっている公的機関および民間団体の活動に協力 する。
 - 7. 会社および従業員は継続的な改善を率先して推進する。

を定め、法規制の遵守はもとより、製造、販売する製品の環境負荷の低減と健康・安全性の確保に努めております。

また米国3M社でもお取引先様に「Supplier Responsibility Code」として特に 以下5項目に留意していただきたく公開しております。お取引先様におかれましては 本調達基準の趣旨をご理解のうえ、遵守のほどお願い申し上げます。

- 1. Labor (労働者):国内法に従い、尊厳をもった労働条件・環境で雇用する
- 2. Health & Safety (健康、安全衛生):

危険有害性を最小化した労働環境の提供

- 3. Environmental (環境):環境保全、有害物質拡散防止の取り組み
- 4. Ethics (企業倫理): 法令に従った企業活動の実施
- 5. Management System (管理システム):企業活動確認、管理システム構築

この中には、日本やEUが先導する化学物質管理規制など環境関連の法規制への対応や、グリーン調達に臨むこと、社会・顧客からの要求がますます高くなっている労働環境・企業倫理への要望が含まれております。

弊社はスリーエム グループの一員として当方針をお伝えすることが極めて重要であると認識し、このたび、原材料、外部調達製品、包装材、生産補助材、非生産材の調達に関しまして従来の調達基準の見直しをいたしました。

米国 3M 社 「Supplier Responsibility Code」は、以下のサイトからご確認いただけます。

(英語版)

http://multimedia.3m.com/mws/media/12045670/3m-supplier-responsibility-code.pdf

(日本語版)

http://multimedia.3m.com/mws/media/13333370/supplier-responsibility-code-jpn.pdf

2017年9月

スリーエム ジャパン株式会社 取締役 常務執行役員 (製造及びサプライチェーン担当) 遠藤 聖

Ⅱ. 調達時に於ける提出必要書類

生産材、及び非生産材のお取引に際しては、弊社担当者がお取引様に下記の資料 (付属資料1、2、及び3)のご提出をお願いいたしますので、ご協力ください。 提出書類の詳細に関しましては、次項以降(II、IV)にて説明いたします。下記の表は どの調達資材にどの提出書類(付属資料)が必要かを示した早見表です。調達時、或い は取引時の判断基準として、ご参照ください。

調達時に於ける提出書類	生産材				-1 b 4 b - + + + + + + + + + + + + + + + + + +	
(付属資料)有無の判断基準	原材料	外部 調達製品	包装材料	生産 補助材	非生産材	
3M Japan Group Material Information Form (付属資料1)	0	0	_		_	
付属資料1への添付資料 (SDS等)	0	0	_	1	_	
包装材料に含まれる物質に関する保証書 (付属資料2)	_	_	0		_	
生産補助材に含まれる物質に関する証明書(付属資料3)	_	_	_	0	_	
非生産材調達ガイドライン 商品選択の原則に準ずる調達	_	_	_	_	(0)	

注1:〇印の付いた調達資材には当該付属資料の提出が必要となります。

注2:(○) 印の付いた非生産材の調達に際しては、各種規制適合を証明する資料、或いはラベル等を提示していただく場合があります。

Ⅲ. 生産材調達ガイドライン

3-1 調達についての基本的姿勢

スリーエム ジャパングループでは、グローバルで進めております3M・ライフサイクルマネージメント (LCM)、Supplier Responsibility Code に基づき、製品開発、調達を進めております。生産材についてはお取引先様からの情報に基づき、有害性事前評価を行います。この3M・LCM の全面的導入によりまして、今後はこれまでにも増して環境に配慮した製品の市場導入を進め、環境とビジネスの両立を目指します。RoHS 指令を始めとする国際的な環境負荷物質に対する規制強化の動きの中で、特に当社のお客様からの要望への対応などの理由で、お取引様に情報提供や管理についてお願いする場合があります。今後もお取引先様と当社の確実な協力関係を築くために、当社担当者からの上記お願いに際しましては、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。この趣旨を十分ご理解いただき、ご協力をいただけるお取引先様から優先的に生産資材の調達を進めてまいります。

3-2 原材料及び外部調達製品の調達に関する基準

当社ではすべての原材料及び外部調達製品について、化学物質等を対象とした有害性事前調査システムを導入しております。この有害性事前調査の実施にあたっては、お取引先様より「3M Japan Group Material Information Form (以下証明書1と略す。付属資料1)」、及び「製品安全データシート (SDS) (JIS Z 7253 対応の新書式であること)」をご提供いただき、それらの情報をもとに、当社担当部門による関連法令の確認、及び有害性事前評価を実施し、製品原材料及び外部調達製品としての適否を判断しております。

また、これらの情報は、安全衛生管理等の社内利用とともに、1999年公布の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)」で求められる化学物質排出量の把握にも利用いたします。またパルプ・紙製品が持続可能な形で管理された森林から産出された製品であるということを期待します。詳しくは下記サイトをご参照いただきますようお願いします。

(英語版)

http://multimedia.3m.com/mws/media/1204567O/3m-supplier-responsibility-code.pdf (日本語版)

http://multimedia.3m.com/mws/media/1333337O/supplier-responsibility-code-jpn.pdf

従って、当社へ納入予定のすべての原材料及び外部調達製品については、事前に「証明書1」、及びSDS(法的義務を有するもののみ)をご提出いただくことが調達条件と定め、これらの資料に記載された成分内容、法令適用、あるいは毒性情報等に変更がある都度、改定版をご提供いただき、当社のデータベースを更新いたします。なお、法的提供義務を負わない成形品等のSDSにつきましては、原則的にお取引先様のご判断といたしますが、可能な範囲でご協力いただきますようお願い申し上げます。

当社の化学物質管理基準、及び「証明書1」は、化学物質等に対する法規制の多様化及び 変遷にあわせて改定いたしました。今後も随時見直しを行っていきます。

1) 3M Japan Group Material Information Form の提出

証明書1に記載されている成分情報、物理/化学的特性情報、及び法規制関連情報等にご 記入の上、弊社にお送りください。成分等の内容に変更が生じた場合は、速やかに上記 の書類を再提出していただきます。これを基に当社にて有害性事前評価を行います。

2)提出資料一覧

証明書1:3M Japan Group Material Information Form (付属資料1)

証明書 1 への添付提出書類 :製品安全データシート(SDS)、及び ISO 14001認証/ISO 9001認証に 関する情報(取引開始時点で提出)

尚、証明書の記載方法等につきましては、添付資料をご覧になればご理解いただけるものと考えております が、ご不明な点がございましたら当社担当者にご連絡ください。

お問合わせ:生産材調達ガイドラインに関するお問合わせは 12頁をご参照ください。

3-3 包装材料の調達に関する基準

1) 包装材料調達についての基本的姿勢

容器包装リサイクル法、グリーン購入法の施行に伴い、資源循環型社会の構築に向け環境保 全に対する企業への役割が高まっています。当社においても、包装材料の調達に関して、従来 以上に環境負荷を低減する包装設計を行います。また、お取引先様各位におかれましても、環 境に関する法令遵守は勿論のこと、当社の環境保全活動にご賛同いただき、御社の環境保全活 動を進めていただくとともに、今後とも包装材料の調達に関し、継続したご支援をいただきた く、お願い申し上げます。

2) スリーエムジャパングループの包装材料の定義

本基準でいう包装材料とは、スリーエムジャパングループの製品を包装する材料を示します。

- 1) JV No.が付与されている材料
- 例)JV-1234-5678-9
- P No.が付与されている材料
 例)P012345

3) 包装材料の基本的な考え方

- (1) 廃棄物の低減(Reduce) 廃棄物の減量化、減容化の観点から、材料の使用量を低減する。
- (2) 再使用(Reuse) その使用回数ができるだけ多くなるような包装材料設計を行う。
- (3) 再資源化(Recycle)
 - 一再資源化を容易にするため、できるだけ単一な材料を選定する。また2種類以上の材料

を使用する場合は、容易に分離ができること。

- 一再生率の高い材料をできるだけ選定する。
- ー材質表示など分別収集が容易な表示を行う(容器包装リサイクル法)。

(4) 環境への対応

- 一廃棄が容易で、環境負荷の少ない材料を使用する。
- -第5項の重金属が含有されていないまたは、基準値を超えない材料であること。
- ーパルプ・紙製品が持続可能な形で管理された森林から産出された製品であるということ を期待します。詳しくは下記サイトをご参照ください。

(英語版)

http://multimedia.3m.com/mws/media/1204567O/3m-supplier-responsibility-code.pdf (日本語版)

http://multimedia.3m.com/mws/media/1333337O/supplier-responsibility-code-jpn.pdf

4)包装材料設計基準

区分	基準
	①古紙含有率 80%以上の再生紙を優先して使用する。
段ボール	②塗料・インキには、第5項の物質を含まない、または基準値以下であ
PX/11 //	ること。
	③ リサイクルマークを必ず入れること。
	①高白色度を要求しない用途には原則として再生紙(古紙含有紙)を使
	用する。可能な限りバージンパルプは森林認証紙を使用する。
	②塗料・インキは、第5項の物質を含まない、または基準値以下である
紙器・ラベル	こと。
	③塗料・インキは、大豆油インキ・ノン VOC インキ・ハイブリッド UV
	インキの採用を促進する。
	④ 必要に応じて、材質表示(リサイクルマーク)を入れること。
	①再生材料(再生 PET 等)を極力使用すること。
 袋類・フィルム類	②材料や塗料には、第5項の物質を含まない、または基準値以下である
投票 フェルム祭	こと。
	③ 必要に応じて、材質表示(リサイクルマーク)を入れること。
	①再生材料(再生 PET 等)を極力使用すること。
プラスティック製品	② リユース、リターナブルを考慮すること。
(パレットを含む)	③ 塗料には、第5項の物質を含まない、または基準値以下であること。
	④ 必要に応じて、材質表示(リサイクルマーク)を入れること。
	①極力再生可能な材料を選定する。
	②材料や塗料には、第5項の物質を含まない、または基準値以下である
その他	こと。
	③必要に応じて、リサイクルマークを入れること。また、可能な限り
	材質表示も併記すること。

5) 包装材料に含まれる物質に関する保証書

スリーエムジャパングループとして、当社が調達する包装材料にその物質の含有量が基準値を超えない証明、包装材料に含まれる物質に関する保証書(以下証明書2と略す。付属資料2)をいただいております。その証明ができない場合や提出いただけない場合は、取引を考慮させ

ていただく場合もあります。尚、新規取引の場合、本証明が完了していることが必須条件となります。

- 1. 鉛、水銀、六価クロム、カドミウム の4重金属、またはこれらの化合物が金属換算値として 4金属の合計で100ppm 未満。
- 2. 以下の全物質を意図的に使用していない、または含有濃度が閾値未満。*意図的使用または閾値以上の濃度の場合には調達できませんので、当社の担当まで至急ご連絡ください。

禁止化学物質	閾値(ppm)
ポリブロモビフェニール類 (PBBs)	1000
ポリブロモジフェニルエーテル類(PBDEs)	1000
ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	意図的添加
ポリ塩化ナフタレン(塩素数3以上)	意図的添加
ヘキサクロロベンゼン	意図的添加
ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)	意図的添加
2, 4, 6-トリ-ターシャリー-ブチルフェノール	意図的添加
ヘキサクロロブタ-1,3-ジェン	意図的添加
2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-t-ブチルフェノール	意図的添加
パーフルオロオクタンスルホン酸及びその塩(PFOS)	意図的添加
パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド (PFOSF)	意図的添加
ホルムアルデヒド	75
4, 6-ジクロル-7-(2, 4, 5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオロメチルベンズイミ	意図的添加
アントラセン油類 (ベンゾ(a) アントラセン、ジベンゾ(a・h) アントラセンを含	意図的添加
トリス (1-アジリジニル) ホスフィンオキシド	意図的添加
トリス (2, 3-ジブロモプロピル	意図的添加
トリフェニルスズ類(TPT類)	意図的添加
トリブチルスズ類(TBT類)	意図的添加
ベンゾピレン	意図的添加
アスベスト類	意図的添加
アゾ染料・顔料 (有害アミンを生成するものに限る)	意図的添加
ジメチルフマレート	意図的添加
ポリ塩化ターフェニル	意図的添加
塩化コバルト(乾燥剤として)	意図的添加
短鎖型塩化パラフィン(C=10-13)	意図的添加
砒素およびその化合物	意図的添加
オゾン層破壊物質、放射性物質	意図的添加
6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロー1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロー6, 9-	意図的添加
メタノー2, 4, 3ーベンゾジオキサチエピン=3ーオキシド(別名:エンドスルファ	
ン又はベンゾエピン)	
ヘキサブロモシクロドデカン	意図的添加

3. REACH 規制の対象リストに掲載されている物質を含む、目的物または目的物包装材に含まれる物質の規制に関する法律で規制されている物質(以下、規制対象物質)の含有に関する証明。 上記対象リストの詳細は下記URLを参照

http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table

6)提出資料一覧

証明書2:包装資材に含まれる物質に関する保証書(付属資料2)

尚、証明書の記載方法等につきましては、添付資料をご覧になればご理解いただけるものと考えておりますが、ご不明な点がございましたら当社担当者にご連絡ください。

お問合わせ:生産材調達ガイドラインに関するお問合わせは 12頁をご参照ください。

3-4 生産補助材の調達に関する基準

当社では前述の通り、すべての原材料及び外部調達製品について、化学物質等を対象とした有害性事前調査システムを導入しております。生産時に使用する生産補助製品/部材は製品に意図的に混入するものではありませんが、製品への直接、或いは間接接触により製品中

に混入し、もしそれが有害化学物質であれば製品が汚染される可能性があります。従って、 上記混入の可能性のある生産補助材料に関しましては、「生産補助材に含まれる物質に関す る証明書(以下証明書3と略す。付属資料3)」のご提出をお願いいたします。これらの情報 をもとに、当社担当部門による関連法令の確認、及び有害性事前評価を実施し、生産補助製品/部材としての適否を判断しております。

従って、当社が指定する生産補助製品/部材の納入については、事前に「証明書3」をご提出いただくことが調達条件と定め、これらの資料に記載された禁止物質情報等に変更がある都度、改定版をご提供いただきます。

国際的な環境負荷物質に対する規制強化の動きの中で、今後もお取引先様と当社の確実な協力関係を築くために、当社担当者からの情報提供のお願いに際しましては、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1) 生産補助材に含まれる物質に関する証明書の提出

証明書3に記載されている禁止物質含有の有無等の欄にご記入の上、SDSと共に弊社にお送りください。成分等の内容に変更が生じた場合は、速やかに上記の書類を再提出していただきます。これを基に当社にて生産補助材としての適否の評価を行います。

2)提出資料一覧

証明書3:生産補助材に含まれる物質に関する証明(付属資料3)

尚、証明書の記載方法等につきましては、添付資料をご覧になればご理解いただけるものと考えておりますが、ご不明な点がございましたら当社担当者にご連絡ください。

お問合わせ:生産材調達ガイドラインに関するお問合わせは 14ページをご参照ください。

₩. 非牛産材調達ガイドライン

4-1 調達についての基本的姿勢

非生産材については、次項「商品選択の原則」に適合するものを優先的に調達します。

これは、スリーエムジャパングループ全体の統一ガイドラインとして設定され、各々の会社 で適用することといたします。適用する会社名は、VI. 調達基準適用 スリーエムジャパング ループ会社名(12頁) に記載します。

お問合わせ

非生産材調達ガイドラインに関するお問合わせの窓口は下記の通りです。

スリーエム ジャパン株式会社 インダイレクトソーシング部

TEL: 03-6409-3749 FAX: 03-6409-5809

4-2 商品選択の原則

1) 遵法•自主規制

「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物処理法」*注1、「資源有効利用促進法」、「リサイクル法」*注2、「グリーン購入法」*注3、「省エネ法」*注4 等の法規制、業界の自主規制に適合しているものを選ぶ。

*注1:「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。

*注2:「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」、等の総称です。

*注3:「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の通称名です。

*注4:「エネルギー使用の合理化法」の略称です。

2) 省資源

資源の有効利用がされているものを選ぶ。

①再生部品利用、 ②再生資源利用、 ③小型·軽量化、④長期使用化

3) 省エネ

使用時及び待機時の消費電力が少ないものを選ぶ。

4) 近隣への配慮

使用時の発生が少ないものを選ぶ。

①有害物質(オゾン、ホルマリン等)、 ②電磁波、 ③騒音、 ④悪臭、 ⑤粉塵、 ⑥振動

5) 化学物質

有害化学物質が禁止・削減・管理されているものを選ぶ。

6) リサイクル

商品が不要となった時に、リサイクルが可能なものを選ぶ。

7) 廃棄

廃棄量が少なく、適正処理が可能なものを選ぶ。

8) 梱包材

省資源及び有害化学物質が禁止・削減・管理されているものを選ぶ。またリサイクルが可能なものを選ぶ。

9) LCA

ライフサイクルアセスメントを導入又は試行しているものを選ぶ。

10) 環境ラベル

エコマーク、ブルーエンジェル、エナジースターなどを取得しているものを選ぶ。

11)環境情報の入手活用

商品に関する環境情報を公開しているものを選ぶ。

- 12) 環境に配慮した印刷
 - 1) 大気汚染防止の観点から下記のインキ、および工程を用いたものを優先的に選ぶ。
 - ① 大豆油インキ・ノンVOCインキ・ハイブリッドUVインキ
 - ② 水なし印刷
 - 2) 資源および森林保護の観点から、下記の用紙を優先的に選ぶ。
 - ① 高白色度を要求しない用途には原則として再生紙(古紙含有紙)を使用
 - ② 可能な限りバージンパルプは森林認証紙を使用

4-3 対象品目一覧

分類	検 討 対 象 品 目
1)紙	- 情報用紙(コピー用紙)、情報用紙(フォーム用紙)、印刷用紙(塗工、非塗工印刷用
	紙)、衛生用紙(トイレットペーパー、ペーパータオル、ティシュペーパー)
2) 文具	筆記具、シャープペンシル、シャープペンシル替芯、ボールペン、サインペン、
	マーキングペン、鉛筆、定規
3)一般事務用品	トレー、消しゴム、ステープラー、クリップ、事務用修正具、事務用粘着テープ、
	ハサミ、テープカッター、パンチ、鉛筆削り、OAクリーナー、マウスパッド、
	カッターナイフ、OHPフィルム、事務用のり、スタンプ台、朱肉、
	クリアーホルダー、電池、手提げ袋
4)ファイル・バイ	'ンダー ファイル、バインダー、カードケース
5)紙製品	事務用封筒、罫紙・起案用紙、ノート、インデックス、付箋紙、名刺
6)オフィス家具	いす、机、テーブル、収納家具、キャビネット、掲示板、ホワイトボード、
	カーペット、カーテン、ブラインド、パーティション
7)事務機器	コピー機、パソコン、プリンター、FAX
8)家電製品	冷蔵庫、冷凍庫、掃除機、芝刈り機
9) 照明	蛍光灯器具、蛍光ランプ
10)社有車	自動車
11)制服•作業服	制服、作業服、作業用手袋
12)自動販売機	自動販売機、カップ
13) 印刷物	カタログ、チラシ、広報資料など
14) その他	ゴミ箱、ゴミ袋、リサイクルボックス

注記:今後必要に応じ、各分野における品目についても、随時追加していきます。

V. 付属資料のご案内

お取引に際しては、弊社担当者がお取引様に下記の付属資料1、2、及び3のいずれかの書類へのご記入、並びにご提出をお願いいたしますので、ご協力ください。 尚、基本的には電子書類(Word)でのご提出をお願いいたします。電子書類が不可能の場合は紙(プリント紙)にご記入の上、ご提出ください。本調達基準書(Pdf ファイル)、並びに付属資料(Wordファイル)はスリーエムジャパングループ インターネット環境欄

(http://www.mmm.co.jp/sustainability/customer/procurement.html) に電子ファイルで掲載されており、それらのダウンロードもできますのでご利用ください。

記

付属資料 1 : 3M Japan Group Material Information Form (証明書 1)

付属資料1-2 : 別紙物質リスト (貼付資料1)

付属資料2 : 包装材料に含まれる物質に関する保証書(証明書2)

付属資料3 : 生産補助材に含まれる物質に関する証明書(証明書3)

Ⅵ. 調達基準適用 スリーエムジャパングループ会社名

会 社 名	調達部門代表 窓口	₹	住所	電話番号	FAX 番号
	ダイレクト ソーシング部	141-8684	東京都品川区北品川 6-7-29	03-6409-3719	03-6409-5809
スリーエム ジャパン(株)	インダイレクト ソーシング部			03-6409-3749	03-6409-5809
	包装技術 グループ			03-6409-3203	03-6409-5809
	相模原事業所 購買グループ	252-5285	神奈川県相模原市中央区南橋本3-8-8	042-779-2127	042-773-5794
	岩手事業所゜ 購買グループ	024-0192	岩手県北上市北工業団地 3-17	0197-66-4557	0197-66-4527
スリーエムジャパン	山形事業所 購買グループ	999–3737	山形県東根市大字若木 5500	0237-48-4241	0237-48-4580
プロダクツ(株)	茨城事業所 購買グループ	319-1725	茨城県北茨城市関本町富士ケ丘 880 番地の 21	0293-46-0906	0293-46-7695
	千葉事業所 業務グループ	283-0052	千葉県東金市二之袋719-3	0475-54-1128	0475-54-0288

₩. 改訂履歴

- * 2001年07月01日 初版発行 (Ver. 1.00)
- * 2003年09月01日 第2版発行 (Ver. 2.00)
- * 2004年05月10日 Ver. 2.10 付属資料1、および2 改訂
- * 2005年06月01日 Ver. 2.11 付属資料1、および2 改訂
- * 2006年07月01日 第3版発行 (Ver. 3.00)
- * 2007年04月01日 Ver. 3.10 付属資料1、およびその他改訂
- * 2007年07月01日 Ver. 3.11 付属資料1、および環境担当役員名
- * 2007年12月01日 Ver. 3.12 付属資料1、およびその他改訂
- * 2008年03月12日 Ver. 3.13 付属資料1、およびその他改訂
- * 2008年10月01日 Ver. 3.14 付属資料1、およびその他改訂
- * 2009年07月01日 Ver. 3.20 付属資料1、およびその他改訂
- * 2011年05月01日 Ver. 3.30 付属資料1、付属資料2、付属資料3、及びその他改訂
- * 2011年07月01日 Ver. 3.31 付属資料1改訂
- * 2011年10月01日 Ver. 3.32 本文、付属資料3改訂
- * 2013 年05月27日 Ver. 3.33 本文改訂
- * 2013 年09月03日 Ver. 3.34 本文改訂
- * 2014 年06月02日 Ver. 3.35 本文改訂
- * 2014 年09月01日 第4版発行 (Ver. 4.00)
- * 2015 年06月01日 第5版発行 (Ver. 5.00)
- * 2016 年01月01日 Ver. 5.01 本文、付属資料2、付属資料3改訂
- * 2016 年03月25日 Ver. 5.02 付属資料1、およびその他改訂
- * 2016 年05月01日 Ver. 5.10 本文、付属資料1改定
- * 2016 年08月10日 Ver. 5.20 本文改定
- * 2017年09月01日 Ver. 5.21 本文改定

発行元

〒141-8684 東京都品川区北品川6-7-29 スリーエム ジャパン株式会社 ソーシング&包装技術本部